

健生発 0813 第 7 号
7 輸国第 1834 号
令和 7 年 8 月 13 日

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働省・農林水産大臣決定。)の別紙 US-S1「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

取扱要綱の別添 2「HACCPに基づく衛生管理基準」の「7 亜硝酸ナトリウム及び次亜塩素酸ナトリウムの使用について」に亜塩素酸水及び次亜塩素酸水を追加する。